

～ 各種手続きのご案内 ～

◎ 土地改良区の適切な事務運営と円滑な事業推進のため、次の事があった場合は必ずお届け出をお願いいたします。

○ 組合員の名義変更等（経営移譲、相続、住所変更、等）

○ 田の取得または喪失（売買、貸し借り、贈与、譲渡、等）

※ 農業委員会等で手続きをされても、土地改良区には反映されませんので、必ず土地改良区でも手続きをお願いします。

[土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務]

○ 農地転用等

農地転用等により田を土地改良区の地区内から除外するためには、土地改良区への手続きと決済金の納入が必要です。手続きを怠った場合、土地改良区の台帳から除外されず次年度以降も賦課金が賦課されることとなりますので、ご注意下さい。

・公共事業による買収

公共用地等に係る農地転用については農業委員会などへの個人で行う手続きは免除されていますが、土地改良区への手続きは必要となります。

・農地転用の手続き例

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 農地転用の相談 | (農業委員会) |
| 2. 農地転用に伴う意見書の交付申請 | (土地改良区) |
| 3. 農地転用の許可申請 | (農業委員会) |
| 4. (許可後) 登記地目の変更 | (法 務 局) |
| 5. 地区除外申請、決済金の納付 | (土地改良区) |

※ 農業振興地域内の農用地の転用は出来ません。(一時転用のみ許可されます)

※ 休耕田や転作田は水田への復旧が見込まれる事などから地区除外の対象とはなりません。

[農地法第4条、第5条]

[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

○ 権利義務の承継

賦課金の未納がある土地の権利を取得した場合（所有権移転、利用権設定・解約等）は、土地改良法により新しい資格者に納入の義務が生じます。

競売において土地を取得した場合も同様です。トラブル防止のためにも事前にご確認をお願いいたします。

[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

○ 繰上償還

圃場整備等の工事費負担について一括償還を行うためには、繰上償還の申請が必要となります。償還については事業の実施地区により事情が異なりますので、詳細につきましては担当までご相談下さい。

尚、繰上償還金のお支払いは、現金でのお支払いとなり口座振替は出来ません。

◇ 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路等で利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。

また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合には届け出をお願いいたします。届け出がない場合、納入通知書が発行されますので、ご注意下さい。

平成三十年年度

第一回臨時総代会

平成三十年八月八日、当土地改良区事務所において平成三十年度第一回臨時総代会が開催されました。

柳田勇雄第一理事の開会宣言に続き、来賓としてご臨席の上田東一花巻市長、寒河江陽二東北農政局和賀中央水利事業所豊沢川農業水利事業建設所長、松田正則県南広域振興局農政部北上農村整備センター所長（代理・立花智農村計画課長）からそれぞれご祝辞をいただきました。

議長に八幡地区総代の鎌田良康氏が選出され、花巻地区総代阿部裕至氏と湯口地区総代齊藤志志氏の両名が議事録記名人に任命されました。伊藤慶吉総括監事からの監査報告の後、審議に入りました。

臨時総代会には大沢地区の地区編入に伴う定款の一部改正のほか、平成二十九年年度決算関連と平成三十年度の補正予算関連の全十二議案が上程され、慎重に審議された結果、全議案とも原案のとおり承認、可決されました。

○ 提出議案 ○

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 議案第一号 | 豊沢川土地改良区定款の一部改正について |
| 議案第二号 | 地区編入及び加入金の徴収免除について |
| 議案第三号 | 平成二十九年年度事業報告の承認について |
| 議案第四号 | 平成二十九年年度財務諸表及び収支決算書総括表の承認について |
| 議案第五号 | 平成二十九年年度一般会計収支決算の承認について |
| 議案第六号 | 平成二十九年年度補助事業特別会計収支決算の承認について |



議長を務める鎌田良康総代

土地改良区組合員資格について

土地改良区は一定の地域において農業用排水施設等の新設、管理などの土地改良事業を行うために土地改良法に基づき、土地改良事業に参加する資格を有する者により、都道府県知事の認可を受けて設立される法人です。

土地改良区において、その地区内に土地がある土地改良事業に参加する資格を有する者は土地改良区の組合員となり、組合員は選挙によって組合員の代表となる総代になることができます。

組合員（土地改良事業に参加する資格を有する者）となることができるのは、土地改良区の地区内の土地について、

1. 農用地の所有者であって、所有権に基づき耕作しているものについては、その所有者
2. 所有権以外の権原に基づいて耕作されている農用地については、耕作者
3. 所有権以外の権原に基づいて耕作されている農用地について、農業委員会に土地改良事業に参加する旨の申し出を行い、農業委員会が承認した場合については、その所有者

となります。

[土地改良法第3条 土地改良事業に参加する資格]

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第七号 | 平成二十九年年度発電事業特別会計収支決算の承認について |
| 議案第八号 | 平成二十九年年度財産目録の承認について |
| 議案第九号 | 平成三十年年度補助事業特別会計収支第一次補正予算の承認について |
| 議案第十号 | 平成三十年年度賦課金の賦課徴収方法とその時期について |
| 議案第十一号 | 平成三十年年度一般会計収支第一次補正予算について |
| 議案第十二号 | 平成三十年年度補助事業特別会計収支第二次補正予算について |